

## 第九回大会開催

### のお知らせ

本年十二月十五日（土）、新宿区西早稲田の早稲田大学国際会議場において、日本スポーツ法学会第九回大会を開催いたします。大会では、自由研究発表、会務を処理するための定期総会、「アマチュアスポーツをめぐる法律問題」をテーマとする基調講演、シンポジウムをもつことを予定しております。



第 18 号

発行人 濱野 吉生

編集人 菅原 哲朗

日本スポーツ法学会事務局  
〒186-0004 東京都国立市中一十九一八  
総合スポーツ研究所内

第十七号

電話 ○四二一五八〇一三五  
FAX ○四二一五八〇一六二七五

## 日本スポーツ法学会 夏季合同研究会

去る七月二十八日、岸記念体育

会館において夏期合同研究会が三七名の参加を得て開催された。近年関心が高まりつつある「プロスポーツにおける法律問題」がテーマで、交渉などの現場で活躍されている弁護士の参加もあり、四人の報告者からの発表の後には活発な議論が交わされた。

撲、ボクシングがあるが、このうち野球、サッカー、ボクシング、

相撲については選手契約を締結しなければ競技できない。プロ野球とサッカーについては統一契約書で、ボクシングについては公式契約書で契約を交わし、また相撲については入門審査に合格し、力士として協会会員になることが条件となっている。契約の内容は各競技によって異なるが、プロ野球、Jリーグについては年俸、選手の義務、遠征費用の負担、トレード

戦力を平均化するために、弱小チームに新人獲得の権利を与えたこと

が起源となっている。この制度の導入により、観戦者の動員数が飛躍的に伸びた。我が国においては一九六四年の黒い霧事件を契機

契約の期間、更新などについて締結。また、ボクシングにおいてはマネージャーの役割、マネージャーへの報酬、他のマネージャーとの二重契約の禁止、契約期間が定められる。相撲については十両以上の力士の場合、給与、肖像権（日本相撲協会が管理）が決められる。この中でもとくにプロ野球についての選手契約は、肖像権、移籍、トレードの面で選手にとつて厳しい内容となつており、選手会の役割が重要であるとの指摘があった。

続いて池井会員から「ドラフト制」について、プロスポーツにおけるドラフト制度の起源、大リーグ、日本プロ野球界におけるドラフト制度採用の経緯が発表された。ドラフト制度は各球団の戦力を平均化するために、弱小チームに新人獲得の権利を与えたことが起源となつている。この制度の導入により、観戦者の動員数が飛躍的に伸びた。我が国においては一九六四年の黒い霧事件を契機

として、さらに当時プロ野球界は新人選手の契約金の高騰と、球団経営の苦境という事情を解消するために導入された。我が国においても契約金の適正化が図られ、戦力の平均化によりすべての球団が優勝を経験するなどの効果が見られた。しかしながら、選手の意思が反映されないことから、ドラフト逃れの策略が巡らされることにもなった（江川事件など）。このようないい問題を解決するために一九九三年にフリーエージェント制が導入されることになるとともに、社会人・大学生に限つて逆指名の制度が採用されることになった。しかし二〇〇一年からは大学生、社会人に閑して自由獲得枠二名を設定し、逆指名を廃止するなどの改革が続いているところである。

コマーシャル契約、プロモーション活動などに関する肖像権管理など、その全部ないしは一部をスポーツ選手に代わって行う者である。スポーツ代理人が台頭してきた背景には、オリンピックの商業化に象徴されるようなスポーツのビジネス化や、NBLにフリー・エージェント制度が導入されたことがあつた。アメリカにおいては、とにかく何の資格も必要としない職業である。それに対して我が国では代理人を排除する傾向が長らくあり、その理由として表面的には選手との信頼関係が失われるというものであるが、実際のところはこれまでの日本の交渉のやり方に合わない、代理人の導入によりすべてがビジネスライクになり、契約で選手が縛られる、一部有力選手の報酬が高騰するなどが挙げられていく。しかし代理人を拒む正当な理由はないということで、代理人交渉が解禁されることになった。我が国においては弁護士に限るという条件であるが、この資格をめぐる問題については今後の課題として

て残っている。

最後に川添会員から「トレードの問題」についての報告があつた。トレードは一般的には「選手契約の譲渡」(野球協約)であるが、実際には契約の一方当事者である球団の契約上の地位の譲渡を意味し、球団の判断で行われるところに特徴がある。それは一方的で、個別の同意がないところで行われるため、公序良俗違反、具体的には職業選択の自由に関して選手の権利侵害となりうる可能性がある。また、選手契約のあり方についても疑問が投げかけられ、そのあり方が雇用契約なのか請負契約なのかで、基本的な考え方が変わってくることが示唆された。実際には指揮命令系統の中で行われることから、メジャーリーグやヨーロッパのサッカー選手には雇用契約という手法がとられている。また、球団側が優越的地位を乱用している可能性もある。選手の権利を守つていくためにも、契約のあり方に

即したトレード制度などの改善が望まれるところである。



## 平成十三年度

### 事故判例研究専門委員会研究会

事故判例研究専門委員会の第一回研究会が四月二十一日（土）に早稲田大学人間総合科学部分室において開催された。望月浩一郎会員の司会の下、二件の研究報告が行われた。

まず、吉田勝光会員が「高野山高校野球部活動中の事故判例（判例時報一七二〇号一六一頁）」について研究報告した。本件事故は、ダブルプレーの練習中に三塁手Yがボールを二塁に送球するところを、一塁方向に誤つて送球したため、一塁ベース付近にいたXの右目にあたり失明させたものである。このためXは、Yに対しても法行為に基づく損害賠償請求をした。第一審吉田会員は、本件訴訟の争点を、①スポーツの本質、②被告

人の過失、③違法性阻却、④損害賠償額の観点から解説した。加害者側弁護人は、本学会年報第六号「スポーツにおける違法性阻却」を参考にして、野球のルールに照らして社会的に容認される範囲内において行動した結果事故が生じた場合には直ちに損害賠償義務を負わないと主張した。しかし裁判所は、ダブルプレーの練習方法に反するプレーを被告人が行つたことは危険性の高い違法な行為であり、違法性阻却の理論を当てはめるることはできないと判示した。吉田会員は、本件における違法性阻却事由の存否に関しては、野球というスポーツの本質に関わる検討がもつと必要であつたと主張した。また、被告人の行為に過失は認められるものの、重

害の仕方の生徒指導、③監視体制・審判体制などが争点となつた。

示した。

質疑では、なぜ生徒間の訴訟に発展したのか、学校側の示談の提示を被告側が受け入れなかつた経緯が確認された。学校管理下の事故であつても本件のように生徒間の訴訟に発展する可能性が確認された点で、今後同種の訴訟への波及が懸念された。次に被告人が一塁側に送球した心理状態、練習方法の危険性、戦術上のルールの存否について議論された。さらにスポーツの練習によるミスを過失と認めるかどうかが議論された。

次に、小谷寛二会員が「福岡地裁平成十一年九月二日Y県立高校騎馬戦事故判例」（判例時報一七二九号八〇頁）について研究報告した。本件は、Y県立高校の運動会で騎馬戦をした生徒Xが他の騎馬に押し倒され重傷を負い、X及びその両親が運動会開催の履行補助者であった指導教諭の安全配慮義務違反を主張し、Y県に対しても債務不履行

のである。Xは、先頭馬をしていたが、他の騎馬との押し合いの際に組み手が離れず、頭から地面に倒れ込み重傷を負った。本件指導教諭の義務違反としては、①騎馬戦の危険の認識・理解、安全確保のための適切な指導、②練習段階での騎馬戦の倒壊の仕方の生徒指導、③監視体制・審判体制などが争点となつた。

小谷会員は、一般的に制度化されたスポーツとは異なり、学校共同体の中で默示的なルールに基づいて一時的に活動される騎馬戦のような身体文化は、より多くの危険が不可避的に内在すると指摘した。さらに、安全を重視するがあまり騎馬戦の本質的なルールの変更を強いれば、ゲームの面白みをなくすと主張した。そして、事故を恐れて活動を控える状況が続ければ、我が国独自の運動文化である騎馬戦が学校から消えていくと主張し

質疑では、運動会の種目は、

一般のスポーツ種目と異なり、競技団体が安全対策に関する普及活動を行う状況ではなく、現場の改善だけに任せていたので、現は十分な措置がとれないため、現本学会としても、事故から学ぶべき安全対策を普及アピールして行くべきことが確認された。

齋藤健司 記（神戸大学）

事故判例研究専門委員会の第三回研究会が、九月二十九日（土）

二十日判決、公刊集未掲載)」、②森浩寿会員による「山口県立華陵高校ホッケー部活動中の事故判例(山口地裁平成十一年八月二十四日判決、判例時報一七二八号六八頁)」の各報告があつた。当日の参

森谷・大内両会員（本件原告側訴訟代理人）による報告は、スキーバーディビングに必要なCカードを取得するための講習中に、受講生である女子大生が溺水し、救助されたものの、重い後遺症（高次脳機能障害）を負った事故について、インストラクターに「過失」があり、使用者である会社とともに、損害賠償責任があるとされた事件（控訴）であった。

を中心として、判決文の該当個所を指摘しつつ報告をされた。

相手校の選手がボールを打った後  
のスティックをこめかみに受けた  
ホッケー部員が、同生徒の所属す  
る同部顧問教諭等の「過失」の存  
在を主張して県に対し損害賠償  
を求めたところ、裁判所は原告の  
請求を一部認めた事件（確定）で  
あつた。

森会員は、主として、原告が主張した、①原告が通っていた高校の校長、②同校ホッケー部顧問教諭、③同助手、④相手高校の顧問教諭、⑤審判、⑥県高体連、⑦大会医務係であつた会場校の養護教諭等の過失に係る裁判所の判断（助手について事後措置義務違反を認めた。）を解説され、事故が発生した場合に学校現場では救急車を呼ばないケースが多いこと、本件で仮に救急車を呼ぶとしたら養護教諭が対応した時点であろう、との見解を示された。

質疑では、免責同意書について、  
①アメリカの状況、②医療事故や  
器具による事故と本件（講習会で  
の指導中の事故）との取扱い上の  
差、③P.L法との関係等が問題と  
され、被害者の過失ないし過失相  
殺については、①スキュー・バダイ  
ビングの経験・能力や泳力の有  
無・程度が与える影響、②控訴審  
での主張の可能性について議論が  
なされた。

森会員による報告は、某県立高校グラウンドで開催された県高校ホッケー選手権大会の試合中に、

の提案がフロアから出された。裁判所の判断については、助手に過去のホッケー競技の経験が有つたためにかえつて過失が認定されたことが議論され、①事故（危険）発生を回避するために経験者を配置したことかえつて過失認定の手がかりとされてしまうこと、②経験者を配置しても、未経験者を配置しても結局過失を問われることとなってしまうこと、といった不合理さについて疑問が出された。また、原告と原告が最初に運び込

まれた病院とは和解が成立しているが、その金額が被告らの損害額算定に当たり損益相殺されなかつたことについて、共同不法行為によつて発生した債務は共同不法行為者間では不真正連帯債務であるとする従来の取扱い及び最近の最高裁判決（平成十三年三月十三日小法廷、判例時報一七四七号八七頁）との整合性に問題があるとの指摘がなされた。

吉田勝光 記（愛知県教育委員会）

## 第二回

# アンチドーピング国際会議—2001年大阪

一月十八日（木）大阪国際交流センターにおいて十時から式典が始まつた。黒田善雄大会実行委員会会長、磯村隆文副会長（大阪市長）、町村信隆文部科学大臣（代読）の挨拶の後、加藤尚武（京都大学）の「二十一世紀の倫理を求めて」と題する基調講演があった。加藤によれば、「危険の防止」は法と倫理の共通の目的といえるが、法は他人に危害を

与えない限り不合理な決定を許す自己決定権を保障するのでドーピングは法によって禁止できないという。もちろん過度の自己危険があれば、法はパトナリティクな立場から禁止できるが、ドーピングはこれに含まれないとされる。ドーピングを禁止するかどうかを決めるのはスポーツのルールであり、容認するルールのもとも使われる薬物を明らかに、

すれば競技者間の公平は図れるが、二十一世紀に登場する遺伝子を操作するドーピングは、遺伝子情報を知り、遺伝子ドーピングについては禁止するには六四兆分の一の組み合わせがある自然の交配に委ねればたまり、遺伝子ドーピングについては禁止の声が高まるはずと指摘する。

昼食をはさんで、十三時からアン・グリッパー（ASDAスポーツサービスチーム・マネージャー）により「シドニーオリンピックでのアンチ・ドーピング」と題する基調報告があつた。大会における不正行為

が少なかつた理由として、（一）WADAによる世界的な規模での抜き打ち検査と（二）IOCによる事前の競技外検査に加えて、初めて（三）EPO検査が導入されたことが挙げられるという。このため参加を取り止める競技者もいたが、表だった不満が聞かれなかつたのは、（四）検査手続きや異議申し立ての手続きを

書面にして公開し、大会終了後一ヶ月以内に競技別実施検査数や陽性の

結果数を発表したり、（五）検査にWADAの監視人が立ち会うことで、検査の透明性や公正が示されたためであるという。ドーピングの根絶には不正な行為に走る気持ちを抑える教育が有効であり、ASDAは、競技者、団体、監督・コーチ、市民などに対し薬物やその被害の実情について出版物やホームページにより情報を広く提供し、二十の機関、三つの政府、六つのIFとの間で教育と検査について協力関係を作ることでこの十年間で陽性率を〇・二パーセントに引き下げることに成功したという。今後のアンチドーピングは、WADAが中心になり政府やIFが協力して国際的な検査を実施することになるが、その際、検査への信頼を確保するには検査能力を保障する資格認可の制度を作ることや検査方法を確立するための資金援助も必要であり、さらにメディアの影響力を考慮し正確な情報を提供して利用することも大切である、と述べた。

この後、シンポジウム形式で二つのセッションがあつた。最初のセッションは「二十一世紀のアンチ・

ドーピング・ムーブメントと題し、

切だといわれた。

河野一郎（筑波大学）が司会を務めた。パネリストは、グリッパー、黒田、アンジエラ・シュナイダー（内エスタンオンタリオ大学）であった。シュナイダーはドーピングに反対する論拠として、身体への有害性、社会への危険性、検査によるプライバシー侵害など七つの論拠を挙げ、いずれも説得力に欠けるとの結論を導く。そしてこれからは「能力を獲得する喜びがスポーツに内在する善である」という立場を確立して行くことが重要だという。また黒田は、これまで検出方法が確立されてないものを禁止リストに加えてもやがて技術が開発されてリストの実効性を確保できたが、二十一世紀はホルモンがドーピングの主役になり、人間のからだが作るホルモンを遺伝子操作で作れるようになるから体内生成か否かの判定は困難になり検出技術に限界が生じるという。このため競技者がドーピングに走らないように心に訴える必要が高まり、「何の引け目も感じることなく、しかも敗者からも祝福されるスポーツになら」のように倫理観を育てることが大

「アンチ・ドーピング・ムーブメントへのアプローチ」というセッションでは杉村茂（スポーツ・プロデューサー）が司会を務め、井村雅代（シンクロ）、佐藤満（レスリング）弘山勉（陸上）がパネリストになって、指導者の立場からドーピングに対する思いを語った。現役時代よりも規制が厳しくなって来ているので、治療薬やサプリメントの摂取は特に注意を払っているが、競技者は自身の自己管理意識が希薄だという指摘があった。また薬効に頼りたい誘惑に対して「厳しいトレーニングの結果得られる達成感のすばらしさ」を教えることで対処して行きたいという見解が示された。

最後に、黒田大会実行委員長から次のような「二〇〇一年大阪声明」が発表された。

（二）ドーピングは、身体という自然に対する破壊行為であり、スポーツ界の問題にとどまらず、人類が解決すべき環境問題として認識しなければならない。（二）自らの身体への破壊行為のみならず、他者に対する同様の働きかけをも厳に慎むこと

が、スポーツに関わるすべての者の責務である。(三) 我が国のアンチ・ドーピング・ムーブメントは、国内オリンピック委員会（I.O.C.）、世界アンチ・ドーピング機構（W.A.D.A）等の国際機関との調和と連携を図りつつ、推進しなければならない。(四) 我が国のアンチ・ドーピング・ムーブメントは、アジアのみならず世界の健全なスポーツの発展に寄与するものである。」  
アンチドーピングを実現しようとする  
理 事 会 議 二〇〇一年 第  
出席理事・会長 濱野吉生、事務局  
長 菅原哲朗、伊藤堯、佐藤千春、  
謙訪伸夫、森川貞夫  
委任状提出・井上洋一、坂本重雄、  
永井憲一、山田二郎

理 事 会 議 事 要 錄  
一九〇〇年 第二回

以下の五名の入会が承認された。

- ・ 石渡進介 (Field-R 法律事務所)  
・ 山崎卓也 (Field-R 法律事務所)  
・ 太田昇 (野横浜市スポーツ振興会)  
事業団)

・ 石渡進介 (Field-R 法律事務所)  
・ 山崎卓也 (Field-R 法律事務所)  
・ 太田昇 (駿横浜市スポーツ振  
事業団)

- ・ 小湊千尋（財）  
・ 上杉昌隆（アムレック法律会計  
興事業団）  
事務所)

現在の会員数が一三八名であることが報告された。



## 議題

一、新人会員に関する件

西村武彦（弁護士）、大内猛彦

（弁護士）、加藤文也（弁護士）、

三名の入会を承認した。

現在の会員数が二四五名であるこ

とが報告された。

二、第九回大会に関する件

日時：平成十三年十二月十五日（土）

場所：早稲田大学国際会議場

テーマ：アマチュアスポーツをめぐる法律問題

自由研究発表の申込みが四件あり、いずれも承認された。

三、年報第八号に関する件

早大出版部からの発行が不可能になつたため、第八号は総合スポーツ研究所に依頼し、第九号以降に

ついては、推進プロジェクト（メンバーア・小笠原正／森川貞夫／中村祐司／小林真理）を発足し、検討していくこととした。

四、次期役員人事に関する件

次回理事会までに、会長、副会長、事務局長、各委員長で原案を作成することが承認された。

五、その他

事務局からマーリングリストが開設されたことが報告された。

少年スポーツ安全対策専門委員会

会から昨年同様「第一回ジュニアスポーツの育成と安全・安心

フォーラム」を日本スポーツ少

年団とスポーツ安全協会の共催により、平成十四年一月三日

（日）に開催する旨報告され、承認された。

日本スポーツ少年団監修のもと

十一月一日に開設されるスポー

ツ・コミュニケーション・サイ

ト「スポーツネット・ジャパン」

のコンテンツのひとつである安

全・安心スポーツ情報の監修を

日本スポーツ法学会がおこなう

ことが承認された。

六、次回理事会

日時：平成十三年十月二十日（土）

場所：総合スポーツ研究所にて。

十三時

二〇〇一年 第五回

日時：平成十三年十月二十日

場所：総合スポーツ研究所

出席理事：会長 濱野吉生、副会長

小笠原正、事務局長 菅原哲朗、

伊藤堯、諏訪伸夫

委任状提出：佐藤千春、井上洋一、

森川貞夫、湯浅道男、永井憲一、

## 議題

山田一郎

一、第九回大会に関する件

大会プログラム（案）、大会準備

（案）について検討した。

二〇〇一年度活動報告（案）、二〇〇二年度事業計画（案）が承認さ

れた。

二〇〇一年度会計報告（案）、二

〇〇二年度予算（案）が承認され

た。

三、年報第八号について

総合スポーツ研究所から十二月学

会時の販売に向けて、作業を行つ

ている旨の報告があつた。

四、年報第九号の件

基本的には体裁等八号にならう形

で進めていくこととした。

五、その他

年報推進プロジェクトの小笠原正

副会長から、第一回プロジェクト

が開催され、今後の年報のあり方

に向けた話し合いがなされ、長期的な視点から検討を続けていくこ

とが報告された。

六、次回理事会

学会開催時に検討することとしたため未定。

# 体育・スポーツ法学 概論

A5判／二三二頁／本体2000円

東京都新宿区西早稲田一四一六

FAX(03)3131-0313-1338  
TEL(03)3131-0313-1338  
前野書店

# 2001スポーツ六法

伊藤堯・山田良樹編  
B6版本体 2857円

基本法はもちろん、スポーツのあらゆる場面を想定した条例・規則・通達等多数収録!  
体育・スポーツ事故判例、保険制度等の資料もさらに充実、関係者必携の書!

- 第一編 基本法 [スポーツ基本権について]
- 第二編 スポーツ振興 [21世紀におけるスポーツ振興の重要性]
- 第三編 事故・責任 [スポーツ事故をめぐる法的諸問題]
- 第四編 スポーツ安全 [スポーツ振興と事故対策の重要性]
- 第五編 学校スポーツ [学校における体育・スポーツ事故と教師の対応]
- 第六編 組織・運営その他 [スポーツ行政関連法令の体系と多様化するスポーツ]
- 資料編 体育・スポーツ関係表／文部省体育局所管法人一覧／保険制度一覧／体育・スポーツ事故判例一覧／事故判例の取り扱い方／保健体育審議会答申等一覧／関係法令等

TEL (03) 3955-5175  
FAX (03) 3955-5102  
道和書院